

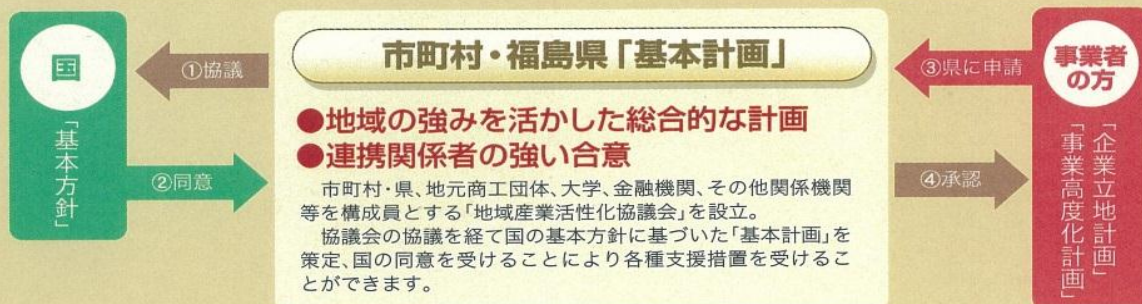
# 企業立地促進法の概要

## ■ 企業立地促進法とは

企業立地促進法(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律)は地域の特色を生かした産業集積のための基本計画を地域が策定し、国の同意を受けると、設備投資減税や工場立地法の特例などさまざまな支援措置や規制緩和が受けられることを内容とした法律で平成19年6月11日に施行されました。

福島県では市町村とともに、県内6つの地域(県北、県中、県南、会津、相双、いわき)ごとに産業集積のための目標と目標達成のための各種の取組みを内容とした基本計画を策定しました。

## ■ 企業立地促進法の仕組み



## ■ 支援措置

- ①立地企業への設備投資減税 ※
- ②不動産取得税や固定資産税など地方税の課税免除や不均一課税 ※
- ③工場立地法の特例に基づく工場敷地の有効活用
- ④政府系金融機関による低利融資の利用などの金融支援
- ⑤協議会が行う人材育成のための研修費用等の補助

※投資規模や立地(増設)地域により適用にならない場合もあります。